

155-参-厚生労働委員会-4号 平成14年11月07日

※無年金障害者、透析医療、薬害被害者救済、難病、臓器移植、社労士法について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

前国会までは厚生労働委員会に所属させていただいておりましたけれども、今臨時国会から総務委員会に参りまして、いささか寂しい思いをしておりましたが、今日は質問させていただきましてうれしく思っております。大臣におかれましては、うるさいやつがいなくなっせいせいしたと思っていらっしゃるのじゃないかと思いますが、戻ってまいりまして、恐縮でございますが、五十分お付き合いをいただければ幸いです。

さて、冒頭ちょっと大臣の御所見をお聞きしておきたいのでございますけれども、昨日、木村義雄厚生労働副大臣が、東京都内で開かれた日本精神科病院協会の全国集会で、社会保障の大切さが叫ばれているが、社会には市場原理主義者がいる、三十兆円の医療市場を虎視眈々とねらっているユダヤ人のような我利我利亡者がたくさんいると、このような発言をされているようでございますが、この点について、大臣、どのように受け止めておられるでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 今朝、木村副大臣訪ねてきてくれまして、話を聞きましたところ、このユダヤ人のような亡者という言葉は適切じゃなかったので取消しをいたしました。その他のことを新聞にいろいろ出ておりますけれども、言ったこと、言わないことがあります。と、こういうことでございまして、慎重に発言してもらうように言ったところでございます。

○辻泰弘君 注意をされたということでございますか。

○国務大臣（坂口力君） やはり、いろいろのところであいさつをしなきゃならないわけでございますから、そのときには慎重に話をしてほしいということをやったままでございます。

○辻泰弘君 これについてはもうこれで終わりということになりますか。

○国務大臣（坂口力君） これで終わりでございます。

○辻泰弘君 国会でもそういう指摘があったということで改めて御注意をいただきたいと思いますが、いつも優秀な副大臣に恵まれて御同慶の至りでございます。

さて、恐縮でございますが、社労士法の改正に入る前に、大変恐縮ですけれども、この

場で私、大臣に幾つかの点で御質問をし、お願いをしていた点がございますので、恐縮ですけれども、その点についてちょっと簡単で結構ですので、コメントを賜りたいと思いません。

一つは、無年金障害者対策について、七月に大臣私案を出されたわけですけれども、これについてその後どうも消えてしまったような気がしております。決算委員会でも、私質問しましたとき、大臣は「財政上誠に厳しいときではございますけれども、厳しいときであればこそ、やはり分かち合うという精神が必要」だと答弁されております。この決着をどう図っていかれるのか。

二つ目、透析医療、短時間透析で医療の質低下という指摘をしました。すべて二段階の制度にすべきだと思います。この点についてどうか。

三番目、医薬品副作用被害救済機構、〇・〇八という両眼の矯正視力は大変厳しい基準、これの見直し。

四番目、大臣も前向き答弁いただいたスティーブンス・ジョンソン症候群のこと。

五番目、施行後三年で見直す予定だったにもかかわらず五年経過した臓器移植法。十五歳未満の提供に道を開く方向での見直し。

また、小児救急医療……

○国務大臣（坂口力君） ちょっと、ちょっとそのぐらいでちょっと。

○辻泰弘君 以上についてちょっと簡単にコメントいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） 無年金障害者につきましては、先般、私案を出したところでございますけれども、いずれにしてもかなりの財源が必要でございますし、現状がよく把握されておりませんので、早速現状を一遍ちょっと確認をしてもらいたい、現状の調査をしてもらいたい、現実問題として大体何人ぐらい困窮しておみえになるのかというようなことも明確でありませんので調査をまずやってもらいたいということで、その段階に入っているところでございます。

それから、透析の話につきましては、診療報酬改定を、見直しを行いました。これは透析の期間が四時間未満の人もあるし四時間から五時間の人もあるし、あるいは五時間以上の人もあるし、それぞれによりまして今まで点数が違ったわけでありまして、今回その真ん中のところを取りまして千九百六十点というふうに点数を一律にした。これは、点数を一律にいたしましたけれども、患者さんによりましては長く必要な人もあるし、短くていい人もあるわけでありまして、それは医療行為上の問題でございますので、責任を持って医療機関でお願いを申し上げたいと、こう思っております。

それから、医薬品の副作用被害救済につきましては、これは現在も、御承知のとおり、副作用につきましてはの救済措置はあるわけでございますが、これができましたのが昭和五十五年でございましたか、それ以前の人が残っていて、その人たちの問題が現在もなお残っている。しかし、ここもなかなか難しいところでございまして、過去の人をどうするか

という問題、これは法律におきましてもそうでございますけれども、そうした問題がございまして、ここは非常に難しいところ、なかなか名案が浮かばないというのが現状でございます。

それから、スティーブンス・ジョンソン症候群の方々につきましても、これもやはり五十五年五月一日以降の皆さん方につきましては、これは救済措置もあるわけでございますが、それ以前の人たちをどうするかという問題、ここにもまたあるわけでありまして、それからこの副作用をお受けになりました皆さん方の場合には、その救済措置があるなしにかかわらず、なかなか障害が厳しくて、とりわけ目の障害が厳しくて、ここをどうするかという問題でございまして、そこで一つは、角膜疾患でございますので、それを克服するための基礎的な研究を急がしているところでございます。

一つは、目が、角膜が乾くわけでございますので、それで点眼をして、それによって治すという方法があるということでございまして、今それができれば、一日に数回点眼をすればもつのではないかというふうに言われておりまして、その研究を今進めていただいているところでありまして、早くこれを実現できるように、今もう実験段階、実験といえますか、人に対しましても使用段階に入ってきているというふうに聞いておりますので、早くこれが販売されるようなことにならないか、そうしたことで今進めているところでございます。

○辻泰弘君 恐縮ですけれども、臓器移植のことで小児救急医療のことで、ちょっとだけ、一言これコメントいただけますか。

○委員長（金田勝年君） 質問者をお願いしたいと思います。

本日は社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題とする審議でございますので、その趣旨に沿って御質問願いたいと、お願いしたいと思います。

○辻泰弘君 社労士法本体についての質問に入らせていただきます。

昭和四十三年に成立した社会保険労務士法は、成立以降五回の改正を重ね、今回が六度目となっているわけでございます。前回の平成十年の改正は政府提案でなされたわけでございます。今回の改正は議員立法で措置されることになったわけですが、その理由はどうしてかということをご提案者の御見解を伺いたいと思います。

○衆議院議員（長勢甚遠君） お答えを申し上げます。

そもそも社会保険労務士法は議員立法として制定された法律でございます。そういうことでありますので、従来から議員立法として改正も何度か行ってまいりました。お話のとおり、前回、平成十年の改正は試験事務を全国社会保険労務士会連合会に委託するという内容でございまして、これだけが例外的に議員立法でない形で行われました。

今回の改正につきましては、全国社会保険労務士会連合会から是非このあっせんの代理業務等を追加をしてほしいという強い要望がありまして、それを含めて今回の改正をする

ということで我々議論をし、提案をさせていただいた経過でございます。

○辻泰弘君 今回の改正案の概要を拝見させていただきましたも、三つの柱のうちの社会保険労務士法人制度の創設というところは本年三月二十九日閣議決定の規制改革推進三か年計画に記された事項でございます。また、その他の改正事項の中の懲戒申出制度の創設、報酬に関する事項の削除もその規制改革推進三か年計画に基づくものでございますし、また社会保険労務士会連合会の財務公開は昨年十二月十九日閣議決定の特殊法人等整理合理化計画に基づくものでございます。

このように見ますと、今回の改正が何ゆえ政府提案によってなされなかったのか不思議に思われるわけでございます。何ゆえ厚生労働省は今回の改正を政府提案で行われなかったのか、御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） 先ほど御説明がありましたとおりでございますが、この法律は最初議員立法でされているわけございまして、最初から議員立法でずっと来たものですから、過去の例を見ましても、大体議員立法でスタートをいたしましたときにはいろいろの改正案が出ますときにも議員立法で行われることが多いわけでございます。

たまたま前回は政府提案ということになっておりますけれども、今回も初期の状況も踏まえまして議員立法でお願いをしたわけございまして、理由につきましては先ほどお話のあったとおりございまして、いずれにいたしましても、今回の改正内容を要望いたしました全国の社会保険労務士会連合会の御趣旨も踏まえてそうさせていただいた、こういうことでございます。

○辻泰弘君 先ほど申しましたように、三つの柱のうちの二つが閣議決定に基づくものであるときに、その一つが閣議決定ではないわけですが、そのときに政府提案でなくて議員立法にするというのは、私は率直に言って腑に落ちないものがございますけれども、このことを突っ込んでいっても余り生産的ではないかもしれません。

次のテーマに移らせていただきますけれども、今回の改正に当たりましての一つの大きなテーマは、労働争議に対する不介入を定めた社会保険労務士法第二十三条の見直しだったわけでございますが、これが最終的に改正案に盛り込まれなかったということの理由を、経緯、背景について提案者の方から御説明いただきたいと思えます。

○衆議院議員（長勢甚遠君） この社労士法第二十三条の削除は社会保険労務士会連合会の方の長年の強い御要望でございます。我々としても、この削除という方向で是非改正をしたいということで努力をしてみましたが、特に弁護士法第七十二条との関係などもありまして、関係者の了解が得られないという状況でございましたので、引き続き議論するというので今回の改正には盛り込まないということにした経過でございます。

○辻泰弘君 平成十年の前回の法改正に際して、当時の労働省の渡邊官房長は、同年四月

十日に、社労士法第二十三条の見直しについては、できれば次期の法改正時にもその実現が図られるよう、労働省として努力してまいりたいと述べておられます。

今回の法改正でこの見直しが実現しなかったことに対して、厚生労働省はどのように考え、評価されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（松崎朗君） 社労士法の第二十三条、これは御案内のように労働争議介入禁止の規定でございますけれども、この削除の問題につきましては、確かに前回の改正のときに政府委員からこういった答弁をさせていただいております。

この問題につきましては、今回の改正におきまして措置されますよう厚生労働省といたしましても協力をいたしまして進めてきたわけでございますけれども、やはりその結果として、この問題につきましては労使を始めとして関係者の理解がある程度進むといったことはあったんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、今回は、先ほど提案者からも御説明がございましたように、弁護士法第七十二条との関係もございまして、いまだにそういった関係者の了解が得られないといった状況もございまして、今回は改正できなかったということと理解しております。

○辻泰弘君 そういたしますと、厚生労働省としては、この点について今後再び見直しの方向で取り組んでいかれるということでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） この問題につきましては、御案内のように、現在、司法制度改革推進計画の中にも盛り込まれております。ちょっと御紹介いたしますと、「ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種等の有する専門性の活用を図ることとし、その関与の在り方を弁護士法第七十二条の見直しの一環として、個別的に検討した上で、遅くとも平成十六年三月までに、所要の措置を講ずる。」ということがこの計画の中に盛り込まれております。

そういったことから、現在、司法制度改革の中で検討されているわけでございますが、そういった十分な検討がなされまして、早期に実現が図られますよう厚生労働省としても適切に対応していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今回の改正におきまして、個別労働紛争解決促進法の紛争調整委員会における個別労働紛争のあっせんについて、紛争当事者の代理を行うことが社労士の業務と認められるわけでございますけれども、紛争調整委員会における個別労働紛争のあっせん代理に合わせて地方労働委員会におけるあっせん代理も業務に認めてよいのではないかという議論があるわけでございますが、これに対する見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） 現在、御案内のように、個別労使紛争のあっせん関係につきましては、地方労働局で行っております制度、それから各都道府県が自治事務として行っております地方労働委員会を活用しての事務がございまして、

特に地方労働委員会におきます個別的労働関係紛争のあっせん代理につきましては、御案内のように、今回の法改正に盛り込まれておりませんが、これはまず地労委の問題でございますが、地労委は主として集団的労使紛争を解決するために公労使三者構成という格好で構成されている機関でございます。また、労働局でございます紛争調整委員会でございますけれども、これは個別的労使紛争のみを取り扱うということでその構成も学識経験者だけから成っているということで、非常に性質が異なっております。そういったことから現段階では同列には扱えないんじゃないかといった点が一点ございます。

また、先ほども申し上げましたように、司法制度改革の中におきましても、訴訟手続外の法律事務におきます専門職種の活用を検討しているところでもございまして、まずは限定的に新しい業務をできるところから実施していくということが適当ではないかというふうに考えられたのじゃないかというふうに理解しております。

○辻泰弘君 もう一点、男女雇用機会均等法における個別紛争の調停についても社労士に代理を認めてよいのではないかという意見があるわけですが、これについても御見解をお示しいただけますか。

○政府参考人（松崎朗君） 男女雇用機会均等法に基づきます機会均等調停会議、ここにおきます代理という問題がございます。これにつきましても今回の改正案には盛り込まれておりません。

これにつきましては、一つは調停でございますが、調停というのはあっせんと違いまして、いろんな紛争について調停者、こういった方が両当事者の間を仲介して調停案を作成して、これを受諾するように双方を説得するといったことがございます。一方、あっせんというのは、どちらかといいますと、双方の意見を取り次ぐといったことで、調停につきましては、非常にあっせんに比べまして当事者を拘束するといいますか、ある程度力が強いといった比較がございます。

それからまた、繰り返しになりますけれども、司法制度改革の中におきましても訴訟手続外の法律事務におきます専門職種の活用といった点を検討されておりますので、まずはできるところからというところで男女雇用機会均等法に基づく調停代理につきましては今回盛り込まれなかったというふうに承知しております。

○辻泰弘君 この点については今後の検討課題としては考えられているのでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） この点につきましては、繰り返しになりますけれども、司法制度改革の検討、そういった動向を踏まえながら、特に担当といいますか主体でございます全国社会保険労務士会連合会、そういったところ等の意見も聴きながら対応していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 昨年十二月十九日閣議決定の特殊法人等整理合理化計画におきましては、全

国社会保険労務士会連合会について、「独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。」と指摘されております。現行の都道府県社会保険労務士会倫理規程準則には、第六条に広告の制限として、「会員は、社会保険労務士としての品位をそこない、若しくはその良識を疑われるような広告・宣伝等を行ってはならない。」と規定しているわけですが、この規定が独禁法上問題となるおそれがある広告規制に当たるのかどうか、御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（松崎朗君） 委員御指摘のとおり、現状を申し上げますと、この全国社会保険労務士会連合会、これが作成しております都道府県社会保険労務士会倫理規程準則というのがございますが、そこにおきまして、「会員は、社会保険労務士としての品位をそこない、若しくはその良識を疑われるような広告・宣伝等を行ってはならない。」というふうに規定されておきまして、各都道府県社会保険労務士会もこれに従って倫理規程にその旨を規定しているというのが現状でございます。

こういった広告規制につきましては、政府の規制改革委員会におきまして、「広告は、利用者が自己責任において資格者を選択するに当たっての資格者に関する情報提供として考えるべきであり、虚偽・誇大広告以外は規制する必要はない」というふうにされまして、今の社労士の関係のように、会則により広告規制が行われております社会保険労務士につきましても広告規制の自由化について検討すべきであるというふうにされているところでございます。

こういったことを踏まえまして、社会保険労務士会連合会の倫理規程準則、またこれに基づきます各都道府県社会保険労務士会の倫理規程につきましては見直す必要があるというふうに考えているところでございます。

現に、厚生労働省からは、この連合会に対しまして、各都道府県社会保険労務士会の倫理規程の当該規定を虚偽・誇大広告等必要最低限の規制へと転換するよう指導しておるところでございまして、今年度中にも措置されるというふうに聞いております。

○辻泰弘君 この準則の文言というのは、私は、一般的といいますか、規制なのかというのはちょっと疑問に思うようなことなのでございます。そうすると、今の、先ほどの六条の広告制限の規定はやはり独禁法上問題となるおそれのある広告規制に当たるという認識だということですか。

○政府参考人（松崎朗君） 基本的にはそういう認識でございます。

○辻泰弘君 そういう認識なんですね。

○政府参考人（松崎朗君） はい。

○辻泰弘君 その倫理規程の改定の見直しということをお願いされて、今それが進行中だ

ということですね。

○政府参考人（松崎朗君） 今年度中には措置されるというふうに聞いております。

○辻泰弘君 今年三月二十九日閣議決定の規制改革推進三か年計画において指摘された事項のうち、いまだに措置されていない事項がございます。

それは、第一点、社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置について検討するということ、二つ目が、社会保険労務士試験において不合格者に対する成績通知を行うという指摘、三つ目が、社会保険労務士を対象として、資格者団体がやっている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずるの三点でございます。この三点目は今の広告規制のことも該当するのかもしれませんが、いずれにしても措置済みとはなっていないのがこの三つでございます。

この閣議決定された、しかしながら未措置であるこの事項についてどう対処されるのか、御方針をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（松崎朗君） 規制改革推進三か年計画におきまして指摘されました事項のうち、今回の改正法案の成立によってもまだ未措置となるものが三点ございます。これは、順序はあれでございますけれども、一点が、試験で不合格者に対します成績通知を行うといったこと、二点目として、試験の再受験に当たり、既に合格した段階での試験を免除する措置について検討せよということ、三点目としまして、連合会及び社会保険労務士会が自主規制として行っております社会保険労務士の顧客に関する活動についての規制のうち独禁法上問題になるものについての対応と、この三点でございます。

まず、この未措置事項でございますけれども、まず一点目の不合格者に対する成績通知につきましては、今年度の受験者から全受験者を対象に成績通知を行うということにしております。

また、二点目の再受験に当たっての試験免除措置でございますけれども、これは試験のやり方が択一式と選択式、これを一体として実施、評価しておりますので、既に合格、一部合格しているからといって免除を行いますと、試験によりまして評価すべき能力につきまして十分な評価を行うことができなくなってしまうと、そういった問題点がございまして、現時点では非常に難しいんじゃないかというふうに考えております。しかしながら、ほかの士業におきます試験の実施状況、そういったものを踏まえながらこれは検討していきたいというふうに考えております。

なお、最後の連合会及び社労士会が実施しております顧客に関する活動についての自主規制でございますけれども、これは公正取引委員会等から今後具体的な指示がなされるものと考えておりますので、その指示を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今の再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置についてという



ことですけれども、これは閣議決定のやつに入っているわけですから、非常に難しいというのは、その説明は分かりますけれども、しからばその閣議決定される段階でどのようにかかわられたんですか。

○政府参考人（松崎朗君） これにつきましては具体的にちょっと資料を持っておりませんが、実態というものを説明いたしましたけれども、それはその点できないできないではなくて、やはりまだ検討はしろということだと理解しております。

○辻泰弘君 個別労働紛争解決促進法施行後一年を迎え、十月二十二日に厚生労働省が施行後一年の実績を発表されております。それによりますと、総合労働相談件数は五十四万四千六百八十七件、民事上の個別労働紛争相談件数八万九千九百七十一件、助言・指導申出受付件数千九百十一件、あっせん申請受理件数二千百十五件と、このようになっているわけでございます。その発表の文書には、個別労働紛争解決制度はリストラ時代におけるセーフティーネットだと指摘されているわけですが、この位置付けは大変重要であり、今後この制度の充実が必要だと私は考えます。

厚生労働省はあっせんを行う紛争調整委員会委員の増員等を概算要求でもなされているようにございますが、今後この制度の充実をどのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（鈴木直和君） ただいま御指摘がありましたように、個別労働紛争、相当な数に上っておりますし、それから増加の傾向にございます。大事なことは、そういった個別紛争の解決、これを迅速かつ円滑にすることということが大事だろうと考えております。

そのため、相談に当たる相談員の方の資質の向上を図る、あるいは今御指摘のありましたあっせんに対応する紛争調整委員会、その調整委員の増員等の体制の充実を図る、そういったことを行って、こういった個別紛争が迅速かつ円滑に解決できる、そういった環境を整える、これが大事だろうと思っておりますので、そういったことに向けて努力していきたいと考えております。

○辻泰弘君 この総合労働相談コーナーの相談員の増員だとか、あるいはそもそもこのコーナーを設置した全国二百五十三か所ですか、これを増やすということもあり得ると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 相談コーナー、これは現在でもかなり設置されておまして、全国で二百五十三か所ございます。そこでの相談に対応する方、これ総合労働相談員と言っております。その相談員、これについても実態を踏まえて必要な増員を図る。それから、先ほど申し上げました調整委員会、これが具体的にあっせん等を行うわけですから、その紛争調整委員会の増員を図る、そういった意味で体制の整備を図っていききたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今回の改正案の底流にあるのは、やはり労働問題等に、社会保険ももちろんですが、社会保障もそうですけれども、やはり現場に精通された社会保険労務士の方々に今の時代の下でより責任を持ってやっていただくという精神だと思うんですけれども、その紛争調整委員会などの増員、今の問題に当たっては、労働の実務や経験を有する社会保険労務士の資格を持たれた方々の増員というものをやはり積極的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 紛争調整委員会の委員、これにつきましては、個別労働紛争解決促進法の七条二項におきまして、「学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。」ということになっております。

この学識経験を有する者ということで、現在、具体的に言いますと、弁護士の方あるいは大学の先生あるいは社会保険労務士、それから民間企業のOBの方等が選ばれております。

既に現在でも社会保険労務士の方にもいろんな面で御協力いただいておりますが、今後、やはり労働問題に精通しておられる社会保険労務士の方の知識、経験、これを十分に活用していければと、そんなふうを考えておりますので、努力してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 先ほども申しました十月二十二日厚生労働省発表の個別労働紛争解決促進法施行一年を迎えたというときの調査結果を拝見させていただきますと、民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳を見ますと、解雇が二八・五%と段トツとなっているわけがございます。

そこで、これに関連してお聞きしておきたいんですけれども、解雇ルールの法制化、現在検討中と聞いておりますけれども、これにどのように取り組んでいかれるのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 解雇ルールにつきましては、最初このことを発言しましたときに、前回にも申しましたけれども、これは労使から反対意見が出ました。しかし、その後、労使にもいろいろ話合いをしてもらっております、やはり私は解雇ルールが必要だという点ではお認めをいただいているのではないかというふうに思っております。ただ、まだ完全に意見が一致を見ているわけではございませんで、現在、年末に向けまして意見の一致に向けて今お話を進めていただいているところでございます。

この解雇に関しますルールにつきましては、あらかじめ明確になっておりますことが紛争防止のためにも望ましいとの観点から、判例上確立しております解雇権の濫用法理を踏まえて検討を行っているところでございまして、年内にこの取りまとめを行いたい、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 そういたしますと、整理解雇の判例に基づく四要件が、それ自体が法律に入るといふことも視野に入っているといふことでございますか。

○政府参考人（松崎朗君） 解雇ルールといふことで、これは整理解雇だけでなく、例えば懲戒解雇等を含めた広い解雇全体の話でございます。そういった具体的な要件とかといふものは、ただいま大臣からお答え申し上げましたように、解雇権濫用の法理といふ、そののところにいき着くんじゃないかと思っております。

○辻泰弘君 ということは、四要件まで法律上明示するといふことはちょっと視野に入っていないといふことですね。

○政府参考人（松崎朗君） 現段階では私たちはそこまでは考えておりません。

○辻泰弘君 社労士の方の質問に、直接的な質問に戻りますけれども、近年の社会保険労務士の合格者数、合格率といふものを拝見いたしますと、近年大変伸びているという状況がございます。五年間の状況を例えば見ますと、平成九年は合格者数千九百九十一人、合格率七・一%、平成十年、二千三百二十七人、七・六%、平成十一年、二千八百二十七人、七・九%、平成十二年、三千四百八十三人、八・六%、平成十三年、三千七百七十四人、八・七%と、このようになんか伸びているんじゃないかといふふうに私は思いますけれども、これ伸びているわけですが、それだけ人材を供給するといひますか、合格者を出しているわけですが、それに見合った需要といひますか、実際の仕事に結び付くといふことの判断の上でのこのような対応になっているんでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） 御案内のように、社労士試験、これは毎年一回実施しておるわけでございますけれども、この合格点、合格ラインでございますけれども、これは毎年の試験問題、これは年によって難易度といひますか、これが若干変わってまいります。そういったことから、毎年の試験問題の難易度を勘案しながら、原則として総合点、それから各試験科目の点数、そういったものが一定水準の方を合格者といふことでしております。その結果として、大体、今示されましたように合格率も七%から九%ぐらいといったところを維持しておると。維持しているといふか、結果的にそうしておるといふことでございますけれども、受験者数が増えていることから合格者が増加しているという状況でございます。

○辻泰弘君 そういたしますと、ある程度の点数を先に決めてそれに合格された方、それ以上の点数を取られた方を自動的に合格者にしていふという理解ですか。それとも、ある程度、何千人とか何%で考えるといふことを一応持っていて、それに合わせて点数も若干その場に応じてやるといふこともあるといふことなんですか。

○政府参考人（松崎朗君） 原則的には絶対評価でございます。

○辻泰弘君 社労士試験についてお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも労働法のうちを中心になるのが労働三法であることは言うまでもございません。その三法は、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の三つでございます。ところが、意外なことに、社会保険労務士試験の試験科目には労働組合法、労働関係調整法の二法が入っていないわけでございます。それらは労働の一般常識というところで対象とされているというのが現状のようでございます。

倒産、リストラが横行して、個別労働紛争が多発する今日、社会保険労務士の方々にも労働法をしっかり勉強していただかなければならないと思うわけでございます。とりわけ、先ほどの議論でもございました労働争議に対する不介入の見直しというものを行っていくなればなおさらのこと求められると思うわけでございますが、この二法を試験科目に入れるべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） 御指摘のように、現在の社労士試験の科目といたしましては、今御指摘の労働三法のうち、労働基準法は入ってございますが、組合法と労働関係調整法は入っておりません。ただ、この組合法及び労働関係調整法につきましては、この法律、これは集団的労使関係に関する法律でございまして、この集団的労使関係に關します事項につきましては、現在のところ、社会保険労務士の日常的な業務とは必ずしも言えないという点がございまして、また、加えることによりまして試験時間の増加等、いろんな試験の実施体制といったものについても影響を及ぼすのではないかといたことがございまして、慎重に検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、当面は、御指摘のように、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の中で出題していくということで対応していきたいと考えております。

○辻泰弘君 今回の改正で社会保険労務士の方により責任を持って貢献していただくという精神があるわけですから、そういう意味においては、その中において、やはりレベルアップといえますか、スキルアップといえますか、そういうものが必要だと思うわけでございます。そういう意味で、二十三条の見直しも視野にあられるならば、当然のこととして、しっかり勉強していただくといえますか、そういう部分が伴うべきだと思いますので、私はこれは要請をしておきたいと思います。

さて、次に、法務省の方にも来ていただいております、そちらの方をちょっと関連してお伺いしたいと思います。

現在の司法試験制度でございますけれども、試験科目ということになるわけでございます。

戦後の司法試験、一貫して平成十一年までは選択科目の中に労働法、破産法が選択科目として決めておられたわけでございますけれども、これが平成十二年から破産法、労働法というものが選択科目からも外されてしまっていると。これは民訴、刑訴が必須科目にな

ったということで、そのときの理由を拝見しますと、受験者の負担を増大させることのないように法律選択科目を廃止したと、このように出ているわけでございます。負担ということももちろんあるんでしょうけれども、必要なものはやはり勉強していただくべきだと思いますし、やはり選択科目として位置付けていることによって勉強されるということで、その厚みといいますか、すそ野が広がるという部分があると思うわけでございます。

現行の司法試験制度においては六つが必須科目となっているということでございまして、現在の国会で審議されている新しい司法試験法もございますけれども、これのみに移行するのは平成二十二年からということでございますので、二十三年でございまして、二十二年まではまだこれから一時移行期間は両方の試験が併用されるわけですが、現行の試験制度が二十二年までは続く、まだ八年間続くということでございます。前回の平成四年から平成十一年の科目の時期がございましたけれども、この時も八年あったわけでございますけれども、それと同じ時期だけ今の試験制度でいくということになるわけでございます。

これだけ倒産、リストラ等々、個別労働紛争等多発する折柄、やはり破産法、労働法というものもしっかりと位置付けていただいて、必須にするということはないかと思っておりますけれども、選択科目というようなことで位置付けていただくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（寺田逸郎君） 現在の司法試験でございますが、ただいま委員から御説明がありましたとおりでございますが、とりわけ中心になります論文試験、短答、論文、口述のうちの論文試験は、おっしゃったように六科目で成り立っております。六科目になりましたのも、ただいま議員から御説明ありましたとおり、平成十年の法改正によりまして、それまで民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか一科目が必須になっていたのを、両方ともなければやはり法律家としては一人前ではないという観点から両方とも必須にしました関係で選択科目を一切試験科目から除外したと、そういうことでございます。

私どもといたしましては、現在もその事情は変わっておりませんので、今後試験科目というものに更に新たに破産法、労働法を付け加えるということの見直しをする予定はございません。

ただ、試験科目についてはそのとおりでございますが、法曹養成制度全体にとりまして、やはり、弁護士がとりわけでございますが、破産法制あるいは労働法制についての専門家を養成する必要というのは当然のことながら非常に重要なことだろうと思っております。現に、試験が終わりました後、司法修習というのが一年半現在ございますが、その一年半の間におきましては、破産法制あるいは労働法制についての特別の講義、セミナー等が用意されているところでございまして、法曹養成全体にとって、労働法あるいは破産法の重要性を軽視しているものではないということにつきましては十分御理解を賜りたいと思っております。

○辻泰弘君 現行の試験制度についても是非その分を加味していただきたいと思っております。

れども、同時に今の国会にかかっている司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案、この中に新しい新司法試験のことがあるわけでございますけれども、その中で、「専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目」という規定があるわけございまして、ある意味で選択科目が復活するというようなことになるわけでございます。

昨年十二月十九日の司法制度改革推進本部が出されている調査結果を拝見いたしますと、法科大学院を設置するということに向けてのアンケートですけれども、調査対象の大学百十七大学のうち九十一大学が回答したと。その中で、労働法を講座として開設する予定だと答えた大学は七十八大学、倒産法を開設する予定だと答えた大学は同じく七十八大学でございまして、九十一分の七十八と見るべきか、百十七分の七十八と見るべきかは分かりますけれども、いずれにいたしましても七割、八割の大学が開設する予定をされていると。そのこと自体は喜ばしいといえますか、結構なことだと思うんですけれども、それだけやはり大学としても重要なものだと位置付けているということになろうと思うわけでございます。

そういう意味におきまして、この新しい司法試験制度の中の選択科目の中、これは法務省令で定めることになりまして、やはり破産法、労働法というものをしっかりと位置付けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（寺田逸郎君） おっしゃるとおりでございまして、ただいま政府の方から御提案申し上げております司法試験法の改正案におきましては、基本的に選択科目を一科目設けることにいたしております。

これは、全体といたしまして、法曹養成の中核を法科大学院というところに置きまして、法科大学院の卒業という者の能力を前提といたしまして司法試験を行い、さらにその後司法修習を従来よりは期間を短縮して行くと、こういう仕組みに変更するからでございます。

したがって、その新しい選択の試験科目は省令で定めることはおっしゃるとおりでございますが、どの科目がそれに当たるかということは、当然のことながら社会におけるニーズがどういうところにあるか、あるいは現実に法科大学院においてどういう科目が教えられているかという動向を見て私ども決めるということにいたしております。

ただ、現実を見ますと、委員も御指摘のとおり、非常に多くの大学が破産法あるいは労働法というような科目を開設される予定と伺っておりますので、そういう動向というものは当然私どもの考慮の上で反映していくということになろうかと考えております。

○辻泰弘君 新たな司法試験には当然ですけれども、現行の試験にも是非そういうことを考えていただきたいと御要請申し上げておきたいと思っております。

司法制度改革推進本部の方からも来ていただいておりますので、二点お伺いしたいと思います。

今年三月十九日閣議決定の司法制度改革推進計画の中で、裁判外の紛争解決手段、いわ

ゆるADRの拡充・活性化という項目がございまして、その中で明記されている二点、お伺いしたいわけでございます。

一つは、訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談体制を充実させるという指摘があるわけですが、どのような方針で充実させていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（山崎潮君） ただいま御指摘の点、私どもの重大なテーマでございます。

特に、ADRに関しましては、情報提供面あるいは担い手の確保面等で、関係機関との連携を強化するということが大変重要になってきているわけでございます。

そこで、本年の六月十三日に関係省庁等から成りますADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議というものを設けました。ここで、現在、各種のADR機関、あるいは弁護士会、消費者団体等からヒアリングを行っております。

今後、関係省庁等と横断的な、あるいは重点的な取り組むべき施策、これについてもつと検討を深めたいということと、今度は各種のADR機関を含みます関係機関との連絡協議の場といたしまして、関係諸機関連絡協議会というものを設けて、その体制の早期整備を図る検討を行っていきたいということでございます。

今後、十分に検討してまいりたいと思います。

○辻泰弘君 もう一点ですけれども、閣議決定の司法制度改革推進計画の中に、隣接法律専門職種など法曹以外の専門家のADRにおける活用及び弁護士法七十二条の規制対象の予測可能性の確保について必要な対応を行うと、こういう指摘が、指摘というか方針が示されているわけですが、これはどのように今後具体化されていくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（山崎潮君） ただいまの点につきましても、私どもの大きなテーマでございます。

これに関しましては、ADR検討会というものを設けておりまして、そこで検討を行っております。

まず、隣接法律専門職種を含みます様々な専門家からADRへの関与の現状とそれぞれの専門性を踏まえました今後の関与の可能性についてヒアリングを続けているところでございます。また、ADRの主事者あるいは代理人として関与する者についてはどのような資質とか能力が求められるかという基本的な論議を現在行っているところでございます。

このようなことを踏まえて、今後、法曹以外の専門家の活用を図る上で、弁護士法七十二条等との、現行制度との関係でどのような整理が必要となるかということをも更に深めてまいりたいと思います。遅くとも十六年の三月までには所要の措置を講じてまいりたいということでございます。

○辻泰弘君 時間の関係上、最後の質問になると思いますけれども、私、この場で月ごと

の都道府県別失業率を提示すべきだという主張をさせていただきまして、それは総務省の方に伝えようと大臣からも答弁をいただいていたわけでございます。

私、総務委員会に行きまして、総務大臣に先般その問題を聞きましたところ、統計にも使えるように厚生労働省に今度言うておこうと、こういうことでいささかキャッチボールみたいなことになっているわけでございますけれども、やはり三月に発表された都道府県別失業率、年ごとののは出されたわけですが、月ごとの統計というものが、やはり地域の雇用情勢を的確に把握して、その中で対応を講じていく上でやはり必要なものだと思うわけでございます。

前にも申し上げましたように、有効求人倍率も都道府県ごとに出されている、家計調査報告も消費者物価指数も都道府県庁所在地のものが出されているということでございまして、生活に密着した身近な統計というものが都道府県別に出されているという中で、失業率だけそれが出ないということは、私はちょっと奇異に思うわけでございます。

この統計に所要の額が十八億ということでございまして、それを充実する、例えば倍にしたとしても数十億のことでございまして、少し暴論かもしれませんが、緊急地域雇用特別交付金は三千五百あるわけで、一年にすれば一千何百になるのかもしれませんが、その活用というのはルールになじまないのかもしれませんが、例えばそんなことも含めて考えていただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 我々の方の雇用統計は毎月々出しているわけでございますから、これはいろいろの調査をしなきゃなりませんので大変時間の掛かることではございますけれども、できれば月々出していただけることが私たちといたしましても望ましいというふうに思っております。月々難しければ年四回なら四回というふうにしてでもお出しをいただければというふうに思っているわけでございますが。

特別交付金のお話も出まして、それは地域でそれを使うということを考えていただくということになれば、それはそれで可能だというふうに思っております。しかし、これは二年なり三年なりという期限付の話でございますので、一時的にはそれを使うけれども、今後その調査を続けていくためにはこういうふうにする間に考えていくという将来性のことを加味をさせていただいてお使いをいただくというのならば、それは一つの方法かもしれないというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 雇用の安定、雇用の確保は大変国民の切実な願いでございます。どうか、今後とも雇用労働問題、全力で取り組んでいただきますよう改めて御要請申し上げまして、質問を終わらせていただきます。